

## 近江八幡市上下水道事業管理規程第26号

近江八幡市漏水による使用水量の減量に関する規程を次のように制定する。

平成31年4月1日

近江八幡市上下水道事業管理者 小西 理

### 近江八幡市漏水による使用水量の減量に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、近江八幡市給水条例施行規程（平成22年近江八幡市水道事業管理規程第13号）第26条第2項の規定に基づき、漏水による使用水量の減量及び水道料金の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(減量の対象)

第2条 使用水量の減量の対象は、近江八幡市給水条例（平成22年近江八幡市条例第206号。以下「条例」という。）第19条第1項に規定する水道使用者等の善良な管理者の注意をもっても防ぐことのできなかつた漏水とし、使用水量を算定しているメーターから宅内側の給水管での漏水が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 地下の漏水で地表より発見できなかつたとき。
- (2) 壁の中及び床下等での漏水で容易に発見できなかつたとき。
- (3) 量水器の取付部からの漏水のとき。

(減量の範囲及び方法)

第3条 減量の範囲及び方法は、次に定めるところによる。

- (1) 漏水量は、漏水時の使用水量から次号に規定する平均使用水量を差し引いた水量とする。
- (2) 平均使用水量は、漏水時の前3調定分の平均水量及び前年同期分の使用水量を

比較し、通常の使用水量であると判断できる水量とし、これによりがたい場合は、漏水修理完了後の使用実績を平均使用水量とする。ただし、平均使用水量が1調定分の基本水量に満たないときは、基本水量を平均使用水量とする。

- (3) 条例第22条の表に規定する用途が一般用である水道で漏水したときの使用水量は、前号に規定する平均使用水量の5倍を限度とすることができる。
- (4) 条例第22条の表に規定する用途が一般用及び浴場用については漏水量の2分の1を、それ以外の用途については漏水量の3分の1を減量する。
- (5) 前条第3号に該当し、メーターの取付け及び取替えの不備でその原因が市の責と認められるときは、漏水量の全量を減量する。
- (6) 複数の調定にまたがる漏水においては、漏水していた期間のうち最も水量が多い調定月の1回に限り減量対象とする。

(減量の対象外)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、減量の対象としない。

- (1) 水道使用者等が漏水の事実を知らずながら条例第19条に規定する修繕その他必要な措置を行わなかったとき。
- (2) 水洗便所、給水栓、給湯器、受水槽等の器具本体からの漏水のとき。
- (3) 漏水修理完了日の翌日から起算し1年以内に、同じ箇所で漏水が再発したとき。

(申請書の提出)

第5条 漏水による使用水量の減量を受けようとする水道使用者等は、管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）に漏水による使用水量減量申請書（別記様式）を漏水修理完了日の翌日から起算し120日以内に提出しなければならない。

(減量及び水道料金の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その申請書に係る書類等の

確認及び必要に応じて実施する現地調査等により、当該申請に係る減量及び水道料金の適否を審査し、決定するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めのない事項及びこの規程について疑義が生じた場合は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、近江八幡市漏水による水道料金減額基準(平成22年3月22日施行)によりなされた申請に係る減額基準の適用については、なお従前の例による。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

## 近江八幡市漏水による使用水量減量申請書

近江八幡市水道事業管理者 宛

申請者 住所.....

氏名.....印

連絡先.....

私の所有（使用）する給水装置において漏水が発生し、下記のとおり修理が完了しましたので、使用水量の減量について申請します。

### 記

1 給水装置の所在地 近江八幡市.....町.....

お客様番号					-														
-------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 漏水箇所、原因及び修理内容

.....

.....

.....

3 修理開始年月日 年 月 日

4 修理完了年月日 年 月 日

上記のとおり漏水修理が完了したことを証明します。

年 月 日

近江八幡市指定給水装置工事事業者

印

※漏水箇所の修理前及び修理後の写真を添付すること。

※指定給水装置工事事業者記入欄  
(修理完了時の指針を記入)

メーター番号	メーター指針	確認日
		年 月 日

(注) 水洗便所、給水栓、給湯器、受水槽等の器具本体での漏水は、減量対象外となります。(近江八幡市漏水による使用水量の減量に関する規程第4条第1項第2号に基づく)